

松阪市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱
別表(第2条関係)

許可基準

No	許可基準	事由	対象者	期間	備考(添付書類等)
1	転居	松阪市内間の転居で、転居後も引き続き在籍していた学校への就学を希望する場合	小学校 中学校	卒業まで	・通学協議書
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校への就学を希望する場合	小学校 中学校	卒業まで	・預かり承諾書 ・在職証明書
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校への就学を希望する場合	小学校 中学校	転居日まで (原則6ヶ月以内)	・通学協議書 ・転居を確認できる書類 (工事請負契約書、売買契約書、賃貸借契約書等)
4	住民票が居所にない	事情により住民票を異動できず、居住地の校区の学校へ就学を希望する場合	小学校 中学校	事由解消まで (1年更新)	・通学協議書 ・居住証明書又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	(1)不登校、いじめ、健康上の理由等により指定校変更が適当であると教育委員会が認めた場合	小学校 中学校	事由解消まで	・通学協議書 ・在籍の学校長の意見書又は医師の診断書
		(2)兄弟姉妹が(転居・教育上等の配慮により)指定校変更をしている学校へ就学を希望する場合	小学校 中学校	卒業まで	・通学協議書
		(3)生徒が希望する部活動等の活動が校区の中学校にない場合	中学校	卒業まで	・通学協議書
		(4)小学校卒業時に指定校変更をしている生徒で、当該小学校を校区とする中学校へ入学を希望する場合	中学校	卒業まで	・通学協議書
6	地理的な理由	(1)自治会等からの学区に関わる要望により、通学事情等の理由で指定校変更が適当な地域であると教育委員会が認めた場合	小学校 中学校	卒業まで	・自治会、町内会等からの要望書・意見書
		(2)通学の利便性及び安全性を考慮し、指定校変更が適当であると教育委員会が認めた場合	小学校 中学校	卒業まで	・通学協議書 ・自宅から、指定校及び希望校までの地図
7	小規模特認校	小規模特認校へ就学を希望する場合	小学校 中学校	卒業まで	・小規模特認校就学申請書
8	その他事情	上記のほか、教育委員会が特に指定校変更が適当であると認めた場合	小学校 中学校	事由解消まで	・通学協議書 ・事由要件により、必要な書類

※小学校で指定校変更をしていて、中学校でも引続き指定校変更を希望する場合は、入学時に再度申請が必要。